

8月 自然体感しむかっふ

占冠駐在所
TEL56-2110
作成者
倉本 浩二



生活道路における自動車の法定速度の引下げ 30

令和8年9月1日から中央線等がない道路における自動車の法定速度は、30km/hとなります。

道内には、市街地の生活道路だけではなく、郊外部でも中央線等がない道路が多くあります。

「中央線等がない道路の法定速度は30km/hを意識し、思いやりのある運転を心掛けましょう。」

次のような道路の法定速度は、引き続き60km/hです。

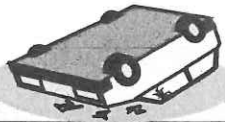
- 道路標識又は道路標示による中央線又は、車両通行帯が設けられている一般道路
- 道路の構造上又は柵その他工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- 自動車専用道路



行楽期の交通事故防止!

夏の行楽期となり、占冠管内では、バイクやレンタカーの旅行客が増える季節です。車が増えると、路上における危険性も増大します。

歩行者もドライバーも悲惨な事故に遭わないために、脇見運転やスピードの出し過ぎに注意し、安全運転を徹底しましょう。



ヒグマとの遭遇に注意

ヒグマと遭遇しないためのポイント

- ヒグマは、河川敷、緑地帯、公園などのほか、身近な場所に潜んでいる可能性があるため、自治体のホームページや新聞、テレビなどでヒグマの出没情報を確認しましょう。
- 山に入る際は、熊除けの鈴や笛など音が出るものを鳴らし、複数で行動する。
- 食べものは、必ず持ち帰る。
- ふんや足跡を見つけたら、すぐに引き返す。



北海道警察官採用募集

北海道警察本部採用センター公式SNS



X (旧 Twitter)



LINE公式アカウント



Instagram



YouTube

1次試験9/13 受付期間7/1~8/14



暴力団に「金を出さない」